

**「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」
の見直しの進め方について（案）**

1. 基本的な考え方

第9次、10次の指針改訂にあたっては、法改正の結果等を受けて大幅な見直しを行っているが、次回の法改正は附則により平成24年度以降とされていることを踏まえ、今回は法改正を伴わずに、5年間の社会的な変化等を踏まえた見直しを行うこととする。

小委員会等で検討した内容については、基本指針の見直しに反映させるとともに、基本指針で対応できないものについては、上記法改正検討時に反映させることとする。

2. 進め方

11月11日	平成22年度第1回鳥獣保護管理小委員会 ・ 課題・論点の抽出
12月	平成22年度第2回鳥獣保護管理小委員会 ・ 関係団体等ヒアリングの実施 ・ 都道府県の実施状況調査及び提出意見の報告
1～2月	平成22年度第3回鳥獣保護管理小委員会 ・ 基本指針改訂原案について
2～3月	パブリックコメントによる国民意見の聴取
4月	平成23年度第1回鳥獣保護管理小委員会 ・ 基本指針案について（答申案の確定）
6月～7月	中央環境審議会野生生物部会において答申
7月	基本指針告示

【参考条文】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(抜粋)

(平成十四年七月十二日法律第八十八号)

最終改正:平成一九年一二月二一日法律第一三四号

第三条 環境大臣は、鳥獣の保護を図るための事業(第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護事業」という。)を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する鳥獣保護事業計画において同条第二項第一号の鳥獣保護事業計画の計画期間を定めるに当たって遵守すべき基準その他当該鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

三 その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

附則(抜粋)

(平成十八年六月十四日法律第六十七号)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※ 法施行日は平成19年4月16日